平成２４年（フ）第１１２００号
東京都北区滝野川６丁目35―11―201
破産者　濱岡　美紀
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１２１４号
東京都西東京市下保谷４丁目11―７―206
破産者　大湊　博之
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１２３３号
神奈川県横浜市神奈川区白幡向町13―９
破産者　神野　光二
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１２７７号
東京都武蔵村山市三ツ藤３丁目５―７
破産者　山崎　弘典
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１３４６号
東京都目黒区目黒１丁目５―４―306
破産者　廣谷　和信
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１３４９号
東京都日野市大坂上３丁目11―１　都営日野大坂上３丁目アパート４―105
破産者　桑原　　良
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１３７１号
埼玉県戸田市下戸田１丁目７―16―804、開始決定時の住所埼玉県さいたま市浦和区高砂４丁目13―１―202
破産者　天森　泰彦
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１３９９号
千葉県千葉市中央区矢作町326―17、住民票上の住所千葉県千葉市中央区千葉港７―２―612
破産者　近藤　寿一
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１５３９号
東京都大田区西蒲田７丁目10―４―603
破産者　三原　浩一
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１６１２号
東京都新宿区歌舞伎町２丁目42番13号　アゼリア東広ビル
破産者　有限会社ワイアイシステムズ
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７２９号
東京都豊島区上池袋２丁目38―18―205
破産者　齋藤　　毅
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１８２８号
東京都港区元赤坂１丁目１番７号
破産者　有限会社シルクロードゲート
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２０３２号
東京都八王子市平岡町27―７―203
破産者　田崎ふゆき（旧姓柳沢）
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２０４０号
神奈川県相模原市中央区相模原８丁目10―14―103
破産者　天野　　充
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２０５２号
東京都板橋区相生町10―15―201
破産者　歌代　洋子
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１２９号
千葉県山武郡大網白里町南今泉259―２
破産者　荒川　忠明
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１５７号
東京都大田区東矢口３丁目10―13、開始決定時の住所東京都品川区西中延２丁目18―９―402
破産者　津場真由美（旧姓新井）
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３２３号
東京都江東区辰巳１丁目２―10―306
破産者　松岡健次こと　金　　健次
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３８３号
香川県高松市寿町２丁目４番20号
破産者　有限会社イノコーポレーション
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３８４号
東京都北区志茂２―22―３―202、住民票上の住所東京都豊島区千早２丁目23―４―202
破産者　井上　美之
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３９０号
東京都江東区豊洲４丁目９―13―1428
破産者　愛理こと　竜田　　愛
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２４７８号
東京都足立区皿沼３丁目15―４―105
破産者　磯邉　義政
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部